

介護保険負担限度額 認定申請のお知らせ

介護保険サービスを利用している市民税非課税世帯で預貯金などの金額が基準額以下の人を対象に、施設などを利用する際の費用負担を軽減する制度があります。

■軽減の対象となる費用

介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）入所サービスおよびショートステイ（短期入所生活介護ほか）利用時の、食費と居住費（滞在費）です。デイサービスやその他サービスを利用した時の費用は対象となりません。

また、軽減額は対象者の収入や利用される施設の居室により異なりますので、お問い合わせください。

■軽減を受けるには

市に申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受ける必要があります。介護保険被保険者証、印鑑、貯金や有価証券などが確認できる通帳（配偶者のいる人は配偶者名義の通帳も）、個人番号（マイナンバー）の通知カードまたは個人番号カードを持参

し、手続きをしてください。

軽減の対象者には認定証を交付しますので、サービスを受ける施設に提示してください。

■認定証の有効期間

認定証の有効期間は、申請した月の初日から次の7月31日までです。引き続き軽減を受けるためには、更新が必要です。平成29年度に認定を受けていた人には、6月中旬に更新申請の案内を送付しています。

8月1日からの新しい認定証を7月末ごろに送付します。なお、介護保険施設に入所している人には、直接施設に送付する場合があります。



●問い合わせ・申請先

介護高齢課介護保険室
☎53・2111（内線3411、3412）
または各支所地域振興課地域福祉室

災害時避難行動要支援者支援 地域での助け合いの力を高める

近年、多くの自然災害が発生しています。災害時に一人では避難することが難しい高齢者や障がい者などの避難困難者（災害時避難行動要支援者）に対する支援を、どのように進めるかが課題となっています。

■災害時避難行動要支援者支援とは

地震や水害などの災害の際に、自力での避難が困難な要支援者を地域の助け合いで守ろうという取り組みです。

要支援者を災害から守るには、どのような支援が必要かを町内や集落などの自治会、自主防災会で事前に話し合い、「支援する側」と「支援される側」とでお互いに申し合わせておくことが重要です。

■災害時見守りカードの作成

災害時に要支援者をスムーズに支援するためには、本人の同意を得た上で、体の状態や病気の有無、緊急連絡先などの情報を確認し、避難時の支援体制などを事前に決めておく必要があります。その内容を「災害時見守りカード」にまとめ、市、自治会、民生委員で情

報を共有し、

災害時に備えています。

今年度も、新たな要支援者の把握や見守りカード作りを自治会などが中心となって行う予定です。



■顔のわかる人との助け合い

災害時には、要支援者は孤立し、不安になります。このような場合に頼りになるのが、町内・集落の顔の分かる人やご近所の人です。普段から地域の人と積極的にコミュニケーションを図りながら、助け合いの力を高め、要支援者の支援体制づくりを進めましょう。

●問い合わせ

介護高齢課高齢者支援室
☎53・2111（内線3421）